

訴 状

事件名:損害賠償請求事件

令和5年11月11日作成

広島地方裁判所三次支部 御 中

(送達場所)

〒727-0021 広島県庄原市三日市町309

原告 高野 邦 夫

東京都千代田区霞が関 1-1-1

被告 国 代表者法務大臣 小泉 龍司(こいずみ りゅうじ)

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 5-5 セントラルメゾン上八丁堀 1 階

被告 福 永 孝 Tel 0822-28-7791

付 属 書 類

甲号証写し	6 通
証拠説明書(1)	1 通
予納郵券	金 7,322 円

記

第一. 請求の趣旨

1. 上記被告は原告に対し金 100,000 円及び、これに対する平成 29 年 12 月 15 日から完済に至るまで、年 3 分の割合による金員を、上記被告連帯して支払をせよ。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。
以上の通りの判決、及び仮執行の宣言を求める。

第二. 請求の原因

1. 庄原簡易裁判所平成 29 年(ハ)第 14 号損害賠償請求事件(以下前訴という)において、西山明庄原簡易裁判所判事(以下西山判事という)・庄原区検察庁の牛尾昌伸副検事(以下牛尾副検事という)及び広島県(以下「県」という)の訴訟代理人であった福永孝弁護士(以下福永代理人という)は、三者共謀して狂言裁判(以下西山判決という=甲第 1 号証)を作出した。
2. 捏造事実は多数あるが、就中重要であるのは、前訴で被告が提出した送致番号簿(乙第 1 号証=甲第 2 号証)である。これについては、諸般の事情から偽造の嫌疑が濃厚となった。
3. 狂言裁判は、公明正大であるべき裁判制度において許される道理が無く、民法第 90,94 に照らせば「絶対無効」で、同時に民法 709 条の不法行為を構成する事に疑いの余地はない。
5. 原告(以下私という)は、被告等の違法行為により、筆舌に尽くしがたい苦痛を被った。心に受けた傷は深く金銭に換算することは困難であるが、本訴は慰藉料の一部を請求するものである。

★民法

*第 90 条(公序良俗)

公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

*第 94 条(虚偽表示)

相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。

2 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

*第 709 条(不法行為による損害賠償)

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

*第 719 条(共同不法行為者の責任)

数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。

2 行為者を教唆した者及び幫ほう助した者は、共同行為者とみなして、前項の規定を適用する。

★刑法第 246 条(詐欺)

人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

第三. 送致番号簿(乙第 1 号証=甲第 3 号証)が偽造・変造物との認識に至った経緯

- 1.これが庄原警察署の作成物である事は一応認められる。しかしながら、問題は中身なのである。
- 2.下柘内(最決昭 34・5・14 刑集一三一五―七〇六)によれば、前訴の加害者津田廣雄(以下廣雄という)の傷害事件は始めから「告訴事件」であり、刑事訴訟法第 242 条の手続によらなければならなかったのである。これに反する事実は全て捏造という他ない。

判: 被害者またはその法定代理人の検察官または司法警察員に対する供述調書であっても、犯罪事実を申告し犯人の処罰を求める旨の意思表示が録取してあれば、告訴調書として有効である。(最決昭 34・5・14 刑集一三一五―七〇六)

★刑事訴訟法第 242 条[告訴・告発を受けた司法警察員の手続]

司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。

★刑事訴訟法第 246 条[司法警察員の事件送致]

司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りでない。

- 2.上記のとおり、告訴事件を刑事訴訟法第 246 条の通常送致に導いたのは、被告の虚偽事実の陳述等である。

↓下枠内のファイルは全て庄原警察署からの通常送致(刑訴 246 条)を前提としている↓

↓庄原簡易裁判所平成 29 年(ハ)第 14 号における県の答弁書 3 頁より抜粋↓
第 3 被告の主張

1 原告は、確かに、平成 29 年 5 月 2 日、庄原警察署に対し、近所に居住する × × 氏から居住地に不法に侵入され、暴行を受け傷害を負った旨の申告を行った。

これを受け、庄原警察署は、捜査を開始し（傷害罪は親告罪ではない。）、前記のとおり、平成 29 年 6 月 9 日に庄原区検察庁に傷害罪で送致済みである（乙 1）。すなわち、本件は警察に対する告訴状が正式に受理されているわけではないが、捜査は適切に開始されていたものである。

親告罪であるか否かは告訴の要件ではない

↓西山判決(甲第 1 号証)6p より抜粋↓

5 被告警察作成の送致番号簿（乙 1）によると、被告警察は、被疑事件の捜査に基づき、前記 6 月 9 日に書類及び証拠物とともに事件を傷害罪として庄原区検察庁に引き継いだ事実が認められるところ、前述のとおり、そもそも原告

第四.(乙 1)=送致番号簿(甲第 2 号証) と処分通知書(甲第 3 号証)の辻褃合わせ

1.牛尾副検事は、平成 29 年 12 月 14 日付で、庄原警察署作成らしき送致番号簿(甲第 2 号証)に符号させた処分通知書(甲第 3 号証)を原告に送付した(普通郵便)。

2 罪名 (1)傷害
(2)住居侵入

3 事件番号 H29-100138

4 処分年月日 平成 29 年 12 月 14 日

5 処分区分 (1)起訴
(2)不起訴

処分通知書(甲第 3 号証)より抜粋

2.強盗傷害罪の嫌疑のある告訴事件を、**牛尾副検事**は被害者(原告)から事情聴取を全く行わず、庄原警察署からの通常送致[(2)住宅侵入抜]に合致するように処分を決定している。

(原告の主張)

原告は、被疑事件につき邸宅侵入罪及び傷害罪で告訴する趣旨で同年5月26日に警察官に刑事訴訟法告訴関連条文を提出したものであり(乙2の2)、本件は「押し込み傷害」で、加害者の主観的事情＝故意によっては強盗傷害罪にもなりうる重大な犯罪行為であった。

(被告の主張)

被疑事件の送致罪名は傷害罪であるが、検察庁の捜査対象は一件記録に現れたすべての事実であり、検察官は警察からの送致罪名に拘束されるものではなく、警察の送致罪名が被害者に不利益を生じさせることはない。

西山判決 4 頁より抜粋

3.刑事手続における犯罪被害者のための制度 | 裁判所によれば、

(<https://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/seido/Index.html>)

刑事事件の被害者の方は、原則として、事件記録の閲覧、コピーができます。また、閲覧、コピーをしようとする事件の被告人等により行われた、その事件と同種の犯罪行為の被害者の方(同種余罪の被害者)は、損害賠償を請求するために必要があると認められる場合には、事件記録の閲覧、コピーができます。希望する場合には、刑事事件の被害者の方は、事件を審理している裁判所に申し出てください。また、同種余罪の被害者の方は、検察官に申し出てください。

とある。

4.法務省令(甲第5号証)、及び上掲裁判所Hpによれば、**廣雄**に対する略式命令書のコピーぐらい被害者である**私**の手元に存在しないのが、そもそも違法なのである。

第五.まとめ

1.以上要するに、(乙1)=送致番号簿(甲第2号証)が偽造・変造公文書、または虚偽公文書という主張であり、これを真正なものとする主張は全て虚偽という結論となる。被告の答弁書を拝見した後、より詳細な主張と立証を行う所存です。

2.なお甲号証は甲第6号証まで提出し、必要に応じて追加いたします。

こ う の く に お
以上原告 高野邦夫